

## 社会保険労務士が答える 企業の労務管理

大西正高

## 外国人技能実習制度と就業規則



22

少子高齢化の進行等により、多くの企業で深刻な人材不足に陥っています。外国人の労働者の活用が今後期待されています。

今回は、「外国人技能実習制度」をご紹介いたします。この制度は、わが国の優秀な技術、知識を習得させ、帰国後の産業、経済の発展に資する目的で設立された制度です。

平成28年4月現在、74職種、133作業が認められており、今後「介護」が加わる予定です。(対象職種は、厚生労働省又は、JITCO「公益財団法人国際研修協力機構」のホームページ「技能実習2号移行対象職種」で確認できます)

受入人数の多い国は、中国、ベトナム、フィリピンです。その他インドネシア、カンボジア、ミャンマー等も増えています。

多くの企業で深刻な人材不足に陥っています。外国人の労働者の活用が今後期待されています。

技能実習制度の受入方

法として、企業単独型、団体監理型(組合等)があり、9割以上が団体監理型です。受入人数は、企業規模に応じます。

50人以下の企業の場合、1年目3名、2年目6名、3年目9名在籍、以降毎年9名体制となります(毎年3名ずつ受入をした場合)。

技能実習生は、1年目「技能実習生1号イ、ロ」、2年目と3年目「技能実習生2号イ、ロ」として3年間日本に滞在することができます。

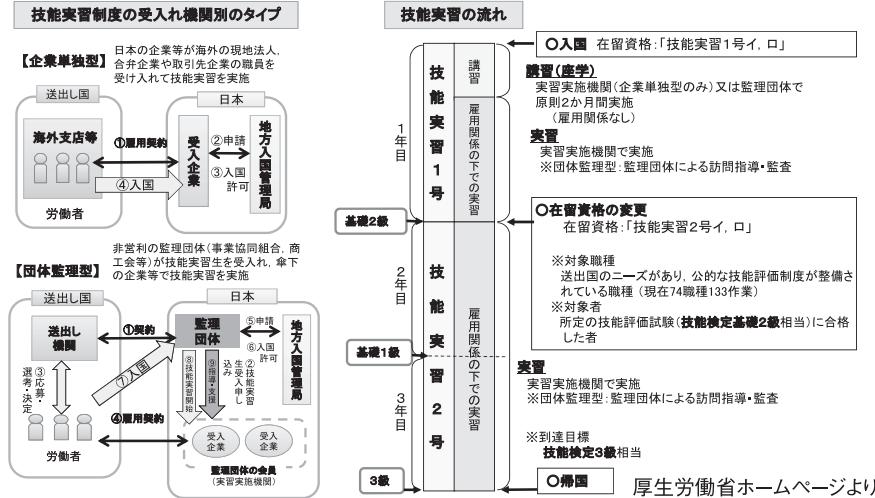
### 現行の技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長3年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。※平成28年6月末時点

技能実習生は、企業等との労働契約に基づき、より実践的な技能等を修得するための活動を行う者ですので、労働関係法令が適用されます。従つて、最低賃金はもちろん、社会保険等日本人と同等の権利を有します。

技能実習生においても日本人雇用と同様に、就業規則は、労働契約の内容となるものであります。技能実習生は、企業における最低労働条件を規定する性格となっています。

参考…厚生労働省ホームページ「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)について」  
(おおにし社会保険労務士事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員)



技能実習生を含め常時労働者を10人以上使用している企業では、就業規則の作成が義務となっています。

技能実習生においても日本雇用と同様に、就業規則は、労働契約の内容となるものであります。技能実習生は、企業における最低労働条件を規定する性格となっています。

### 会員無料

### 外国人労働者適正活用セミナー

平成29年9月14日 13:30~16:30

名古屋能楽堂

講師 大嶽法律事務所所長 大嶽達哉弁護士

※詳しくは、本誌同封案内をご覧下さい。